

「消費生活サポーター養成講座」を開催します

消費生活サポーターになっていただく方には、養成講座を受講していただくことになります。消費生活に関する基礎知識を学べる内容になっています。受講は無料です。

講座日程

全日程9時30分開始、17時終了予定

お好きな会場で
受講できます♪

大崎会場（県大崎合同庁舎）

平成30年9月25日（火）

大河原会場（県大河原合同庁舎）

平成30年9月26日（水）

仙台会場（宮城県自治会館）

平成30年9月27日（木）

登米会場（県登米合同庁舎）

平成30年9月28日（金）



©宮城県・旭プロダクション

●対象●

「消費生活サポーター」として活動いただける方で、宮城県にお住まいの個人又は宮城県に事業所を有する事業者・団体・福祉関係機関等
※団体で申し込まれる際は事前にお問い合わせください。

●申込み方法●

申込書を消費生活・文化課までご提出ください。【平成30年9月18日（火）必着】
※申込書は消費生活センターホームページや県消費生活センター、各県民サービスセンターなどで配布しています。

●お問合せ・申込先●

宮城県環境生活部消費生活・文化課（宮城県消費生活センター）

〒980-8470 仙台市青葉区本町3-8-1

TEL：022-211-2524 FAX：022-211-2959

Mail：syoubuns@pref.miyagi.lg.jp

★相談窓口★

宮城県消費生活センター ☎022-261-5161

仙台市青葉区本町3丁目8番1号（県庁1階）

相談時間 平日 9時～17時 土日 9時～16時（祝日・年末年始除く）

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/syohiseikatsu-center-index.html>

【山南圏】

大河原地方振興事務所
県民サービスセンター

☎0224-52-5700

相談時間 平日 9時～16時

【大崎圏】

北部地方振興事務所
県民サービスセンター

☎0229-22-5700

相談時間 平日 9時～16時

【栗原圏】

北部地方振興事務所栗原地域事務所
県民サービスセンター

☎0228-23-5700

相談時間 平日 9時～16時

【石巻圏】

東部地方振興事務所
県民サービスセンター

☎0225-93-5700

相談時間 平日 9時～16時

【登米圏】

東部地方振興事務所登米地域事務所
県民サービスセンター

☎0220-22-5700

相談時間 平日 9時～16時

【気仙沼・本吉圏】

気仙沼地方振興事務所
県民サービスセンター

☎0226-22-7000

相談時間 平日 9時～16時

◎各市町村にも消費生活相談窓口があります。詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆無料のはずが有料だった！アダルトサイトのトラブル
- ◆クレジットカードの利用明細書はこまめに確認しましょう
- ◆ガスこんろから目を離さずに！汚れの放置にも要注意
- ◆宮城県消費生活サポーターになりませんか？



無料のはずが有料だった！アダルトサイトのトラブル

無料だと思ってアダルトサイトを閲覧し、動画再生ボタンなどをクリックしたら、突然、「登録完了」などの画面が現れ料金を請求されたという相談が後を絶ちません。

事例



パソコンでアダルトサイトが「無料」と表示されていたのでクリックした。「18歳以上」をクリックした後に年齢を入力したら、有料登録になり13万5千円の料金請求画面が表示された。「退会の手続き」の画面があったので、自宅の固定電話から連絡をし、有料だとは思っていなかったことを伝えたところ、「申し込んでしまったのでキャンセルはできない。明日の14時までに支払わないと料金が25万円になる」と言われた。

★アドバイス★

- 「無料」のキーワードでサイト検索をしても無料サイトとは限りません。安易にクリックしないようにしましょう。
- 「退会はこちら」「誤操作の方はこちら」等の案内があっても、決して連絡してはいけません。支払いをさらに求められたり、個人情報聞き出されたりする危険があります。
- 事業者にお金を支払ってしまうと、取り戻すことは困難です。慌てて支払わないようにしましょう。
- 不安に思ったりトラブルに遭ったりした場合には、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談ください。



消費者ホットライン「188（いやや！）泣き寝入り」

お近くの自治体の消費生活相談窓口をご案内します。
ひとりで悩まず相談しましょう！



クレジットカードの利用明細書はこまめに確認しましょう

クレジットカード会社から送られてくる利用明細書に、利用した覚えのない請求が含まれていたという相談が寄せられています。

クレジットカード会社から「口座残高不足」の案内が届いた。慌てて利用明細書を確認したところ、20万円以上の請求があり、ほとんど心当たりがない請求だった。改めて以前届いた明細書も見直してみると、約1年間で合計60万円ほどの利用した覚えのない請求があった。不正利用ではないかと思う。明細書を確認していなかった非は認めるが、どうにかならないか。



★アドバイス★



©宮城県・旭プロダクション

- クレジットカード会社の調査等により、第三者による不正利用だったことが分かる場合もあります。
- **利用明細書は必ず定期的に確認することが大切です。**クレジットカードを利用した際に受け取った伝票等と突き合わせ、確認をしましょう。利用した覚えのない請求があったら、早急にクレジットカード会社にその旨を連絡しましょう。
- 困ったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談ください。

ガスコンロから目を離さずに！汚れの放置にも要注意



事例

ガスコンロのグリルを使用中、目を離していた間にグリル庫内を焼損する火災が発生した。後日、食材及びグリル受皿にたまった油脂が過熱し、出火したことが原因だとわかった。

★事故に遭わないために★

- **使用中はその場から離れない**
調理油の発火やグリルの火災などは、数分間目を離しただけでも発生します。
- **グリル使用後は、こまめに掃除する**
グリルを使用した後は、グリル受け皿や焼き網、庫内側面などに付着した食品かすや油脂を取り除き、こまめに掃除してください。食品かすや油脂等が付着していると、過熱されて発火するおそれがあります。
- **庫内で調理物が発火したときは、グリルの扉を開けない**
扉を開けると火があふれ周囲に燃え広がるおそれがあります。操作ボタンや器具栓つまみを消火の状態に戻し、火が収まるまでグリルの扉を開けないでください。

宮城県消費生活サポーターになりませんか？

“総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ” 今年の4月以降、このような脅し文句を用いた架空請求などの特殊詐欺に関する相談が、県内で爆発的に増加しています。また、インターネットサービス、通販トラブル、問題商法…etc.と、消費生活に関する問題は日々多様化・複雑化しています。決して他人事ではありません。

そこで、県では、身近な地域での消費者啓発を担っていただく「消費生活サポーター」を養成するための講座を開催します。消費者トラブルから身を守るための知識を身に付け、消費生活サポーターとして地域に貢献してみませんか。



消費生活サポーターとは？

身近な地域の消費者トラブルを未然に防ぐために、「自分のできる範囲」で消費者教育の活動を担うボランティアです！

※任期は3年です。(更新可)

※ボランティア保険に加入していただきます(加入にかかる経費は県が負担します)。

※その他交通費等、サポーター活動に要する経費は原則サポーターのご負担になります。

活動内容は？

1. 身近な地域での啓発活動

- ・消費生活センターで発行しているチラシ等を町内会や地域の集まりで回覧・配布する
- ・消費者トラブルに遭っていると思われる方へ、消費生活センターに相談するようアドバイスする

2. 地域と行政のパイプ役

- ・身近な地域での消費者トラブルやニーズを消費生活センターへ情報提供する
- ・消費生活センターからの最新情報を身近な地域に届ける

3. 自立した消費者を目指した積極的な学習

- ・消費生活センターが発行する情報紙の購読
- ・消費生活センター等が主催する啓発活動のお手伝い



消費生活サポーターになるためには・・・

「消費生活サポーター養成講座」を受講していただきます！

裏面につづく